

各 位

会 社 名 株式会社大気社
 代表者名 代表取締役社長 長田 雅士
 (コード番号 1979 東証プライム)
 問合せ先 常務執行役員管理本部長
 竹下 誠司
 (TEL 03-5338-5052)
 (URL <https://www.taikisha.co.jp/>)

業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の業務執行取締役および当社の執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年2月26日(木)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 124,700 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 3,553 円
(4) 処 分 総 額	443,059,100 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の業務執行取締役 5名 116,906 株 当社の執行役員 17名 7,794 株 (注1、2)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役等への給付を行うために行われるものであり、当社に対

する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等を記載しております。

(注2) 取締役等には、本制度に基づき、役位および業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に取締役等に給付される当社株式等の数は、取締役等の役位および業績達成度等により変動いたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入しております（本制度の概要につきましては、2019年5月15日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2019年8月9日付「業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」および2023年5月15日付「株式給付信託（BBT および ESOP（株式給付型プラン））への追加拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「取締役株式給付規程」および「執行役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数 67,164,018 株に対し 0.19%（2025年9月30日現在の総議決権個数 633,475 個に対する割合 0.20%（いすれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2019年5月15日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2023年5月15日付「株式給付信託（BBT および ESOP（株式給付型プラン））への追加拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2026年2月26日

追加信託金額 443,059,100円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 124,700株

株式の取得日 2026年2月26日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的な内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2026年1月13日から2026年2月9日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である3,553

円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額3,553円については、取締役会決議日の直前営業日の終値3,835円に対して92.65%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均3,339円（円未満切捨）に対して106.41%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均3,130円（円未満切捨）に対して113.51%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役5名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上